

規制の事前評価書

規制の名称	子の住所等に関する情報及び子の社会的背景に関する情報の中央当局（外務大臣）への提供義務の導入
主管部局課	外務省総合外交政策局子の親権問題担当室
評価実施年月日	平成24年2月24日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に、原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定める国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「条約」という。）の的確な実施を確保し、もって子の利益に資することを目的とする。</p> <p>【内容】子の迅速な返還、接触の権利の効果的な尊重等の条約の目的を実現するため、中央当局が、子の所在の特定及び子の社会的背景に関する情報の交換のために全ての適当な措置をとることが条約上の義務として規定されている。これらの義務を履行するために、第一に、申請の対象である子及び当該子と同居している者の氏名及び住所又は居所を特定するため、中央当局（外務大臣）は、政令に定めるところにより、国の行政機関等の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び私立学校の設置者その他の政令で定める者に対し、当該氏名及び住所又は居所に関する情報の提供を求めることとなる。第二に、中央当局は、国の行政機関等の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び私立学校の設置者その他の政令で定める者に対し、外国裁判所等に提供するため、子の社会的背景に関する情報（子の心身、養育、就学の状況その他の生活及び取り巻く環境の状況に関する情報）の提供を求めることとなる（公私の団体や具体的な協力の仕方、情報提供の範囲等については、必要に応じ政省令で定める。）。</p> <p>【必要性】近年、国際結婚及びその破綻の増加から、監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等をめぐる問題が表面化する事例が増えている。条約は、監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に、原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定める。我が国が条約を締結することは、このような国際的な協力を通じ、不法な連れ去り等によって生ずる有害な影響から子を保護するとともに、親子の接触の機会を確保することにより子の利益に資するとの見地から有意義であると認められる。条約は、子の迅速な返還、接触の権利の効果的な尊重等の条約の目的を実現するために、子の所在を特定すること及び子の社会的背景に関する情報を交換することを目的として全ての適当な措置をとることを中央当局の義務として定めている。上記の措置をとり、締約国として条約の義務を履行することによって条約の目的を実現し、もって子の利益を保護することが必要である。</p>
（根拠条文等）	<p>「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（案）」</p> <p>※現在法制局審査中のため、条文番号は追って記載することとする。</p>
想定される代替案	<p>○中央当局は、直接に又は仲介者を通じて、「全ての適当な措置をとる」ことが条約上の義務とされている。申請者から提出された書類に記載された情報のみで子の所在を特定することができなかった場合には、各機関・団体に所在等につき照会して特定する以外に方法が無い。また、外国裁判所等から求めがあった場合には、子の社会的背景に関する情報（子の心身、養育、就学の状況等、生活及び取り巻く環境に関する情報）を入手し、当該外国の中央当局に提供しなければならないが、これら情報も各機関・団体に所在等につき照会して入手する以外に方法が無い。したがって、代替案は設けないこととする。</p>

想定される負担 【実施により生じる負担（遵守費用）、実施に要する負担（行政費用）、その他の負担（社会的費用）等につき分析】	本件規制の場合	
	実施により生じる負担（遵守コスト）（規制を受ける側のコスト）	中央当局から子の住所等に関する情報及び子の社会的背景に関する情報を求められた場合には、情報の提供を求められた者は、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護条例等の既存の法令を根拠として、個人情報の提供を拒むことができず、情報を中央当局に提供しなければならないため、情報検索、情報開示手続、通信コスト等がかかる。（定量的な推計は困難）
	実施に要する負担（行政コスト）（規制する側のコスト）	関係機関等への情報提供要請に係る通信費、得られた情報の管理のためのコスト等がかかる。
	実施により生じる負担（社会的コスト）	特になし
期待される便益 【国民に対する利益、社会的利益、その他の利益等】	本件規制の場合	
	国民に対する利益	本件規制は、我が国が条約を締結することによって必要となるものであるが、我が国が条約を締結することには、（１）我が国からの子の不法な連れ去り、我が国への子の不法な連れ去りのいずれについても、常居所を有していた国に子を迅速に返還することにより、当該国で子の監護についての適切な判断を行うことが可能になること、（２）子を不法に連れ去った場合の帰結（原則返還）について当事者（親）の予見性を高めることで、更なる事案の発生を防止することができる、（３）国境を越えて所在する子と親との接触の機会を確保することができる等の意義がある。我が国が条約を締結し、本規制の措置をとること等により、子の返還及び子との面会その他に関する援助を中央当局が行うことは、子の利益に資する。
政策評価の結果 【費用と便益の関係の分析、各代替案間の比較等】	本件規制をとらない場合、個人情報保護法等の関係から関係機関等は中央当局に対して子の住所等に関する情報及び子の社会的背景に関する情報を提供することができなくなり、中央当局は必要な情報入手することが困難となり、条約上の義務を履行できなくなる。また、中央当局から情報の提供を求められた関係機関等に情報の提供について裁量の余地を認めると、当該機関等が情報提供行為に係る法的・道義的責任を追及されることとなる。このため、本件規制を設け、情報提供を求める中央当局及び情報提供を行う関係機関等の義務及び責任を明確にしておくことが妥当である。本件規制は、関係機関等に対し、個人情報を含む必要な情報を中央当局に提供することを求めるものであるが、これによって実現される条約の目的（子の迅速な返還、接触の権利の効果的な尊重等）に鑑みれば、本件規制は適切なものである。	
有識者の見解その他関連事項	●ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会の論点まとめ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html). ●ハーグ条約の中央当局の在り方に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/pubcome_k.html).	
レビューを行う時期又は条件	法律施行後の実施状況を踏まえつつ、必要に応じて検討を行う。	
備考		

